

2026年度 水質検査計画

舟橋村が運営している簡易水道事業により供給している水道水の安全性を確保するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき、2026年度水質検査計画を以下のとおり定める。

1 簡易水道事業の概要

(1) 簡易水道事業の名称
舟橋村簡易水道事業

(2) 水源の種類等

自己水源

・ 水源地の名称と所在地及び種類

舟橋村簡易水道第一水源地

(舟橋村東芦原 28 番地 深井戸深度 100m)

舟橋村簡易水道第二水源地

(舟橋村古海老江 26 番地 1 深井戸深度 100m)

舟橋村簡易水道第三水源地

(舟橋村古海老江 26 番地 1 深井戸深度 100m)

(3) 施設の概要

自己水源からポンプで汲み上げた原水に次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行った後給水

2 水質管理上の問題点

概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえる。

しかし、各水源地はいずれも水田地帯に所在していることから、水田で使用される肥料や農薬が地下浸透する恐れもあり、今後も一層の水質管理を徹底していく計画である。

3 水質検査項目等

(1) 水質検査項目を行う項目

ア 毎日検査

(ア) 検査項目 色、濁り、消毒の残留効果

(イ) 採水場所 東部団地公園内給水栓(給水区域末端)

(ウ) 検査回数 1日1回以上

(エ) (ウ)の理由 水道法施行規則第15条第1項の規定による

(オ) 検査実施者 住民生活課職員

イ 定期の水質検査

(ア) 検査項目 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する項目

(イ) 採水の場所 別表のとおり

(ウ) 検査の回数 別表のとおり

(エ) (ウ)の理由 水質検査頻度の省略を行う項目の根拠は別表のとおり

- (オ) 検査機関 水道法第 20 条第 3 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託。(公益社団法人 富山県薬剤師会)

ウ 原水の水質検査

- (ア) 検査項目 水質基準項目から、消毒副生成物 11 項目（塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド）、臭気物質（ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオール）及び味を除く 38 項目
クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)
- (イ) 採水の場所 塩素処理を行う前の水（採水ドレインから採水）
- (ウ) 検査の回数 水質基準項目は年 1 回
第一、第二、第三水源のクリプトスポリジウム指標菌は年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）
- (エ) (ウ)の理由 厚生労働省通知に準じる
- (オ) 検査機関 水道法第 20 条第 3 項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託。(公益社団法人 富山県薬剤師会)

エ 臨時の水質検査

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、イに準じて、臨時の水質検査を行う。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
(イ) 水源に異常があったとき
(ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
(エ) 浄水過程に異常があったとき
(オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
(カ) その他特に必要があると認められるとき

(2) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容

ア 委託の範囲

- (ア) 具体的な検査項目、頻度
別表に掲げる定期の検査項目、回数のすべて。
- (イ) 試料の採取及び運搬方法
住民生活課職員が採取し、公益社団法人富山県薬剤師会が運搬を行う。
- (ウ) 臨時検査の取扱い
住民生活課職員と公益社団法人富山県薬剤師会で協議の上、検査項目・回数を決定する。

イ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果について、水質検査の結果の根拠となる資料（検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等）を確認する。

4 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

- (1) 水質検査結果の評価に関する事項
水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認する。
- (2) 水質検査計画の見直しに関する事項
水質検査計画の内容については、毎年3月に見直しを行う。
特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期的水質検査に係る検査頻度について見直しをする。
- (3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項
水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか1年に1回確認を行う。
- (4) 関係者との連携に関する事項等
水質汚染事故などが発生した場合には、富山県中部厚生センターに通報した上で、連携して迅速に対策を講じる。